

令和 2 年 度

随時監査結果報告書

伊予市監査委員

伊予市監査委員報告第10号

令和2年11月9日

伊予市議会議長 正岡千博様

伊予市長 武智邦典様

伊予市教育長 渡邊博隆様

各委員会及び委員様

伊予市監査委員 岡本幸一

伊予市監査委員 門田裕一

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した令和2年度随時監査の結果について、同条第9項の規定により報告いたします。

随 時 監 査 結 果 報 告 書

1 監査の対象

- (1) ホームページの行政法並びに地方自治法上の根拠
- (2) ホームページの行政法並びに地方自治法による行政効果
- (3) ホームページの運用状況及び利用状況
- (4) 伊予市公告式条例及び伊予市公文規程との関係

2 監査日時

令和2年10月7日（水） 午後1時30分から

4 監査の場所

伊予市役所庁舎 3階 庁議室

3 監査方針

監査の対象部課から提出された監査資料をもとに、関係書類等を調査するとともに、担当職員等からの聞き取り等により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 伊予市役所ホームページの行政法並びに地方自治法上の根拠

伊予市役所ホームページは、地方自治法等の法令にはその存在の根拠はなく、伊予市組織条例及び伊予市組織規則に定める総務部総務課の事務分掌に定められた「情報公開に関すること」による事務手続きです。

ゆえに伊予市役所ホームページは、総務部総務課の市民に対する広報配布と同様の情報公開の行政行為です。

(2) 伊予市役所ホームページの行政法並びに地方自治法上による行政効果

伊予市役所ホームページに掲載される情報は、法律等で定める情報公開義務でなく、行政サービスとしての機能を持ちます。

また、行政効果としては市民に配布している広報誌と同様、行政の広報作用としての役割を持ちます。

ただ、伊予市役所ホームページのレイアウト、画面構成は複雑で階層が深く市民が知りたい情報にたどり着けるよう、更に容易にしていきたい。

例えば、簡単に構成表が検索出来て、レイアウト、構成、階層を組み立てるなど、市民の立場で操作の容易さを高めることをお願いしたい。

(3) 伊予市役所ホームページの運用状況及び利用状況

伊予市役所ホームページは、その全般の作成とその後の保守等の運用は、外部の印刷会社に2, 139, 264円で業務委託をしており、必要な都度改修等は別途有料で委託しています。

伊予市役所ホームページへ掲載する情報は、それぞれの担当課が起案・校正して総務部総務課の監修を受けて掲載を行っています。

伊予市役所ホームページの運用を定める条例、規則、要綱は定められておりません。

他の普通地方公共団体では、市のホームページの運用を要綱に定めて、その運用基準を市民に公開している例もありますので、伊予市においても条例、規則、要綱等でその存在及び関係部署で掲載情報のレイアウト・決定等と掲載情報の管理要綱を定める事が望ましい。

また、実際に市民が伊予市役所ホームページを検索している実態が不明で、その効果が判別できません。

総務課が令和元年度に実施した市民満足度調査のアンケート調査では、広報誌配布世帯約1万6千に対するアンケートは、1, 500通を配布して556件を回収し、広報誌を読んでいるとの回答は461人でした。

実際に伊予市民の何人がどれくらいの頻度でホームページに接続し何を閲覧しているか、同様の市民満足度調査のアンケートに組み入れる事により、実態の把握による効果の測定を行っていただきたい。

また、伊予市民が伊予市全域でホームページの閲覧ができる環境（通信インフラ）の整備等も必要と考えます。

(4) 伊予市公告式条例及び伊予市公文規程との関係

伊予市は、地方自治法第16条4項の定めで伊予市公告式条例及び伊予市公文規程によって、伊予市の条例制定等の行政行為を広く市民に通知する事となっております。

公告式では、公示として、法令等の規程又は権限に基づいて、処分し、又は決定した事項その他一定の事項を管内一般に公示するもの。公告として、公示以外で、管内一般に一定の事項を公示するもの。と定められております。

ホームページにプロポーザル等の情報を掲載しても、法令に基づく行政効果はありませんので、公告式条例に定められた手続きをしなければなりません。

随時監査実施時のホームページに、伊予市公告式条例及び伊予市公文規程に基づいた公告の手続きが取られていないプロポーザルの記事掲載がありました。

平成31年4月4日付、総務部長発信事務連絡「公募型プロポーザルの実施に関する周知について」(注)の運用をされたい。

また、総務課における掲載時の確認が必要です。

伊予市役所ホームページが伊予市民に対して広く、伊予市役所の行政情報を広報できる事を期待します。

以 上

(注)

平成31年4月4日付、総務部長発信事務連絡

「公募型プロポーザルの実施に関する周知について」

このことについて、プロポーザル方式による業者選定を行う場合には、広く事業者からの参加を募るため、その実施について伊予市公告式条例(平成17年伊予市条例第4号)の定めるところにより公告し、併せてホームページへ掲載するよう、所属職員への周知をお願いします。